

## かかりつけ医機能報告制度について

当院では厚生労働省が定める「かかりつけ医機能報告制度」に基づき当院が有するかかりつけ医機能報について掲示を行っております。

本制度は医療機関が地域の皆様に対して提供している医療機能を分かりやすくお知らせすることを目的としています。

内容は以下の通りです

- 日常的な診療や健康管理に関する相談対応
- 必要に応じた専門医療機関への紹介
- 予防接種への対応
- 服薬管理や医療、介護連携に関する取り組み・・・等

掲示内容につきましてご不明な点がございましたら、受付までお気軽にお声掛けください。

今後とも、地域の医療機関として安心してご相談いただける診療体制の充実に努めて参ります。

医療法人社団筑山会 松岡病院  
院長 古賀勝治